

令和 8 年度犯罪被害を考える県民の集い運営等業務委託仕様書

1 業務の名称

令和 8 年度犯罪被害を考える県民の集い運営等業務委託

2 業務の目的

犯罪被害や性暴力被害に遭われた方やそのご家族が、直接的な被害だけではなく、周囲の心無い言動によりさらに心に深い傷を負う「二次被害」が問題となっています。また、性暴力被害については、特に子どもに対しては、未来ある子どもの尊厳を奪い、心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものであることから、社会全体で被害者やその家族を支えることが必要です。

本業務は、「犯罪被害を考える県民の集い」の開催及び啓発動画を作成し、県民に対して、犯罪被害者や性暴力被害者、そのご家族への二次被害防止等のため、被害者の方たちが置かれている状況等に対する理解促進を図るために実施するものです。

3 令和8年度犯罪被害を考える県民の集いの概要(予定)

(1) 日時

令和8年10月12日(月・祝)13時00分～16時00分

(2) 場所

クラギ文化ホール(松阪市川井町690番地)

(3) 来場人数

800人程度を想定

(4) 共催

三重県、松阪市、三重県警察、(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター

(5) 内容

- ・ 開会挨拶
- ・ 犯罪被害者等による講演会
- ・ 著名人によるトークショー
- ・ 開催地に関する団体によるステージイベント
- ・ 閉会挨拶

4 委託業務の内容

(1) 令和 8 年度犯罪被害を考える県民の集い運営

ア イベントの運営

- ・ 以下の【スケジュール(案)】で「※」を付した「著名人によるトークショー」と「開催地に関する団体によるステージイベント」について、企画提案すること。なお、企画

提案したプログラムの時間配分は変更可能とする。

【スケジュール(案)】※順番等変更の可能性あり

13:00～ 開会挨拶

13:30～ 犯罪被害者等による講演

※14:30～ 著名人によるトークショー

※15:30～ 開催地に関係する団体によるステージイベント

15:50～ 閉会挨拶

- ・「著名人によるトークショー」では、性暴力に関連したテーマ(「性的同意」や「性教育」、「アスリート等盗撮」等)を中心に著名人による60分程度の講演又はトークショーとすること。なお、著名人の起用にあたっては、性暴力に関連したテーマで実施することができ、かつ、広く県民が関心を持たせる広く知られた人物とすること。
- ・「開催地に関係する団体によるステージイベント」は、開催地(松阪市)周辺に所在する、または活動する団体を起用し、ステージを活用した県民に広く関心を持ってもらえる内容とすること。
- ・出演者との調整、契約、出演料等の支払いは受託者側がすべて行うこと。

イ 運営マニュアル等の作成

イベントの円滑な運営のため、以下の資料等を作成すること。

(ア) 運営マニュアル及びタイムテーブル

(イ) 会場レイアウト

(ウ) 進行台本

ウ 舞台運営・進行管理

イベント当日の舞台運営、進行管理を行うこと。

(ア) 令和8年度「犯罪被害を考える県民の集い」の舞台運営、進行管理

(イ) 司会者の配置

エ 会場の設営・撤去

・舞台の装飾を企画・作成し、設営及び撤去を行うこと。

・舞台設営等の準備は前日(10月11日(日))に行い、撤去は10月12日(月・祝)22時まで終了すること。

(2) イベントに係る情報発信

・開催にあたり、テレビやラジオ、SNS等を活用した開催告知を行うこと。

※開催告知用のチラシ及びポスターの制作、配布、参加申込受付等は県で実施する。

・その他、受託者が提案した効果的なPRがあれば実施すること。

(3) 性暴力根絶啓発動画の制作

子どもへの性暴力の予防や早期発見・早期支援のために子どもや大人に知ってほしい内容等の動画を作成すること。なお、詳細な内容については、別途協議するものとする。

ア 尺・本数

15 秒×1本

イ 用途

(ア) 三重県ホームページ上での公開

(イ) YouTube 等の SNS 上での掲載

ウ 形式

実写、アニメーション、CG 等形式は問わない。

なお、動画の内容を把握することができる画像(サムネイル)の作成も行うこと。

オ 留意事項

(ア) 動画制作にあたっては、県と十分協議して制作し、提出すること。

また、完成までに、県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(イ) 音楽素材やイラスト等の使用に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

(ウ) 県が運営するみえ性暴力支援センターよりこのキャラクター画像データ(著作権は県所有)の提供は可能。

5 委託業務期間

契約締結日から令和8年12月25日(金)まで

6 成果品等の提出

- (1) 運営マニュアル(4(1)イ(ア)~(ウ))を提出すること。
- (2) 啓発動画データ(mp4 形式)、画像(サムネイル)を提出すること。
- (3) 業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、提出すること。
- (4) 提出先 三重県環境生活部くらし・交通安全課

7 委託費及び経費など

- (1) 委託料(上限額 7,326,000 円)の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの(人件費、旅費、通信運搬費、報償費、資材料等)に限る。
- (2) 会場使用料及び付属設備使用料については、県が負担する。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約代金は、委託業務が完了し、検査に合格したあとに支払うものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

13 その他

(1) 委託業務の実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議のうえ決定するものとする。そのほか、業務の遂行において疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

(2) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年5月 30 日法律第 57 号)及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 著作権の帰属等

ア 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権(著作権法(昭和 45

年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。

- イ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、委託者に譲渡するものとする。
- ウ 成果品のうち、アの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- エ 成果品のうち、アの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- オ 委託者は著作権法第 20 条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- カ 受託者は、アに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- キ 受託者は、イに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- ク 前2項の著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 委託者に引き渡された成果品の全部又は一部につき、委託者が当該成果品を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして委託者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを

含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者と受託者が協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。

14 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 暮らし安全班 担当 森本、石川

電話:059-224-2664 FAX:059-224-3069

E-mail:anzen@pref.mie.lg.jp